

パブリックコメント（市民意見提出制度） 「帰還支援一時宿泊所条例・施行規則の廃止（案）」

パブリックコメント手続を実施します。

皆さんの意見や提案をお寄せください。

意見等の提出方法は、いずれも書式は自由です。意見のほかに住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参するか郵便又はファクス、電子メールなどで各提出先に提出してください。なお、法人や団体の場合は、名称、所在地、代表者を明記してください。

【意見等の提出期間】

2月1日（水）～20日（月）

【素案の公表場所（閉庁日、休館日を除く）】

建築住宅課、各区役所市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

【公表期間】

2月1日（水）～20日（月）

【提出先・問合せ】

〒975-8686 原町区本町二丁目27

南相馬市役所建築住宅課 ☎②45253 FAX②46151

✉kenchikujutaku@city.minamisoma.lg.jp

【条例等廃止の趣旨】

市外（相馬市及び新地町を除く）へ避難している市民が、生活再建のため一時的に帰宅して住宅修繕等を行う場合の拠点である、雇用促進住宅北長野宿舎の空き住戸を借用して設置している一時宿泊所を廃止するため、条例・規則を廃止します。

【条例等廃止の概要】

平成28年4月以降、特に7月12日以降は、旧避難指示区域での宿泊が可能となり、帰還支援一時宿泊所（原町区の4部屋）の利用が減少していることから、一時宿泊所の役割は終了したものと考え、平成29年3月31日で一時宿泊所を廃止します。

代替施設については、帰還準備旅館宿泊支援事業（小高区内の旅館最大3部屋）で対応します。

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例・施行規則の廃止について

建設部建築住宅課

1 帰還支援一時宿泊所の概要

平成26年当時、遠方の避難者が市内で生活を再建するにあたり、一時的な拠点となる宿泊所がなかった。そのため、「雇用促進住宅北長野宿舎」（原町区北長野字南原田143番地の1）のうち1号棟の住居8戸を借用し、同年10月から一時宿泊所として提供を開始した。

利用者数の状況に鑑み、平成28年4月から提供戸数を4戸へ減少した。

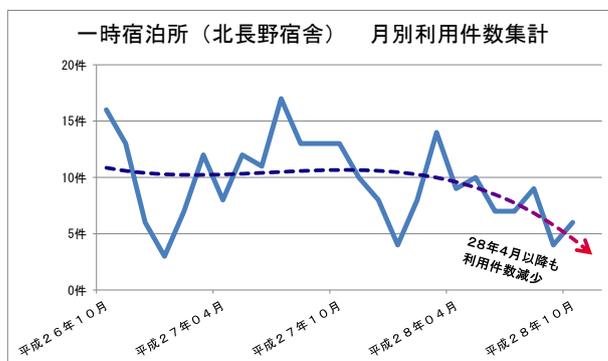
2 帰還支援一時宿泊所の現況

(1) 平成26年10月から2年以上にわたり帰還支援一時宿泊所を提供しており、生活再建のため一時的に帰宅して住宅修繕等を行う期間としては充足している。

(2) 平成28年4月以降に帰還支援一時宿泊所の利用者が減少している。特に、7月12日の避難指示解除以降は激減している。

(3) 避難指示が解除され、市内に宿泊することが可能となっている。

※雇用促進北長野宿舎の借用が平成29年3月31日で終了するため、代替え等について検討している。



3 帰還支援一時宿泊所条例・施行規則について

帰還支援一時宿泊所の現状を踏まえ、この事業の役割は終了したものと考え、平成29年3月31日をもって事業を廃止し、これに伴い帰還支援一時宿泊所条例及び施行規則を廃止する。

無料の一時宿泊施設については、帰還支援一時宿泊所（原町区の4部屋）以外に、帰還準備旅館宿泊支援事業（小高区の3部屋）があるため、帰還支援一時宿泊所（原町区の4部屋）を廃止しても、現段階の両方の利用状況から帰還準備旅館宿泊支援事業（小高区の3部屋）で賄える。

南相馬市条例第 号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例を廃止する条例

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例（平成 26 年南相馬市条例第 29 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

南相馬市規則第 号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例施行規則を廃止する規則

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例施行規則（平成26年南相馬市規則第28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○南相馬市帰還支援一時宿泊所条例

平成26年 9 月30日 条例第29号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第 1 項の規定に基づき、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故等」という。）により市外に避難している者が帰還等の準備のために一時的に帰宅する際の宿泊所（以下「一時宿泊所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 一時宿泊所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市帰還支援一時宿泊所

位置 南相馬市原町区北長野字南原田143番地の 1（雇用促進住宅北長野宿舍内）

(対象者)

第 3 条 一時宿泊所を使用することができる者は、修繕等が必要な自宅を本市に有し、一時宿泊所使用時において原発事故等により市外（相馬市及び相馬郡新地町を除く。）に避難している者（以下「対象者」という。）及び対象者が指名する者又は市長が特に使用の必要があると認めるものとする。ただし、南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等は除く。

(使用期間)

第 4 条 一時宿泊所を使用することができる期間は、1 回につき 7 日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用期間を延長することができる。

(使用の許可)

第 5 条 一時宿泊所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、一時宿泊所の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時宿泊所の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(使用者の管理義務等)

第7条 一時宿泊所の使用者（以下「使用者」という。）は、一時宿泊所の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者は、周辺環境を乱し、又は他の迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、一時宿泊所の使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可の条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 法令に違反する行為を行ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 使用の目的が第6条に該当することが判明し、又は該当する理由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、一時宿泊所の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第12条 一時宿泊所の使用料は、無料とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○南相馬市帰還支援一時宿泊所条例施行規則

平成26年9月30日規則第28号

改正

平成28年3月31日規則第32号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市帰還支援一時宿泊所条例（平成26年南相馬市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部屋数)

第2条 南相馬市帰還支援一時宿泊所（以下「一時宿泊所」という。）の部屋数は、雇用促進住宅北長野宿舍の16住戸以内で市長が別に定める。

(附属設備)

第3条 一時宿泊所に備え付ける設備は、別表に掲げるとおりとする。

(使用手続)

第4条 条例第5条第1項の規定により、一時宿泊所の使用許可を受けようとする者は、使用を希望する日の3日前までに一時宿泊所使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は、一時宿泊所の使用を許可又は不許可とするときは、一時宿泊所使用許可・不許可通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により一時宿泊所の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、一時宿泊所使用許可証（様式第3号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

(使用許可内容の変更等)

第6条 使用者が、許可を受けた内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに一時宿泊所使用変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、承認又は不承認を決定するものとする。この場合において、使用者への通

知及び新たな許可証の交付については、前条の規定を準用するものとする。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第9条の規定により一時宿泊所の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、一時宿泊所使用許可取消等通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(入所説明)

第8条 市長は、使用者に一時宿泊所、附属設備及び住戸の鍵(以下「鍵」という。)の取扱い等に関する説明(以下「入所説明」という。)をしなければならない。

2 市長は、前項の説明を終了した後に、鍵を配付するものとする。

(入所及び退去の手続)

第9条 使用者は、市長が指定する日時に入所説明を受けなければならない。

2 使用者は、鍵を受領したときは、一時宿泊所借受書(様式第6号)に署名しなければならない。

3 使用者は、一時宿泊所を退去するときは、市長が指定する日時に退去の検査に立ち会い、鍵及び許可証を返却しなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、一時宿泊所を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 借り受けた住戸、附属設備、鍵及び許可証を適正に管理すること。

(2) 電気、ガス及び水道を適正に使用すること。

(3) ペット等の生き物を持ち込まないこと。

(4) 危険物及び危険が発生するおそれのあるものを持ち込まないこと。

(5) 許可証に記載された使用条件並びに市職員及び一時宿泊所の管理を行う者の指示を守ること。

(毀損等の届出)

第11条 使用者は、一時宿泊所の住戸、附属設備及び鍵を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、指示を受

けなければならない。

(職員の立入り)

第12条 使用者は、職員が管理上の必要により入室を要求したときは、これを拒むことができない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、一時宿泊所の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

番号	備付けの設備等の名称	1 住戸に備付ける数量	備考
1	エアコン	1	
2	冷凍冷蔵庫	1	
3	電子レンジ	1	
4	電気掃除機	1	
5	照明器具	4	
6	テレビ	1	
7	ガスコンロ	1	
8	ガス給湯器	1	
9	布団・枕	3	
10	折りたたみテーブル	1	
11	遮光カーテン	4	
12	防災ラジオ	1	
13	やかん	1	
14	耐熱コップ	3	
15	風呂用桶	1	
16	風呂用イス	1	
17	清掃用具	1	
18	消火器	1	

